

議案第6号

木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について

木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年木津川市条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月21日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成30年厚生労働省令第15号）」の公布により「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」の一部が改正され、平成31年4月1日から施行されること、また、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）」が平成30年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例（案）

木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年木津川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

（4） 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（10） 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適當と認めたもの

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参考資料（議案第6号）

木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条～第9条 (略) (職員)	第1条～第9条 (略) (職員)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 放課後児童支援員は、次の各号のい ずれかに該当する者であって、都道府 県知事が行う研修を修了したものでな ければならない。 (1)～(3) (略)	3 放課後児童支援員は、次の各号のい ずれかに該当する者であって、都道府 県知事が行う研修を修了したものでな ければならない。 (1)～(3) (略)
<u>(4) 教育職員免許法（昭和24年 法律第147号）第4条に規定す る免許状を有する者</u>	<u>(4) 学校教育法の規定により、幼 稚園、小学校、中学校、高等学校 又は中等教育学校の教諭となる資 格を有する者</u>
(5) 学校教育法の規定による大学 (旧大学令（大正7年勅令第38 号）による大学を含む。)にお いて、社会福祉学、心理学、教育 学、社会学、芸術学若しくは体育 学を専修する学科又はこれらに相 当する課程を修めて卒業した者 <u>(当該学科又は当該課程を修めて 同法の規定による専門職大学の前 期課程を修了した者を含む。)</u>	(5) 学校教育法の規定による大学 (旧大学令（大正7年勅令第38 号）による大学を含む。)にお いて、社会福祉学、心理学、教育 学、社会学、芸術学若しくは体育 学を専修する学科又はこれらに相 当する課程を修めて卒業した者

(6) ~ (9) (略)	(6) ~ (9) (略)
<u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適當と認めたもの</u>	
4・5 (略)	4・5 (略)
第11条～第22条 (略)	第11条～第22条 (略)

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第6号 木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
担当課	こども宝課 児童育成係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成30年厚生労働省令第15号）」の公布により「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」の一部が改正され、平成31年4月1日から施行されることにより、新たに専門職大学卒業者についても放課後児童支援員の対象者となったことにより、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）」が平成30年4月1日から施行されたことに伴い、中学校卒業者で5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者についても放課後児童支援員の対象者とされたことから、放課後児童支援員の資格要件を拡大するものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・課内で協議・検討を行い、改正案を策定 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	4 豊かな心を育む教育・文化の創造
	施策目標	(1) 子どもを安心して産み健やかに育てられる環境づくり
	施策	17 安心して、楽しみながら子育てができる支援の充実
	施策の実現に向けた主な取組み	③放課後児童の居場所づくりの推進
	主な事業等	放課後児童健全育成事業
概算事業費 (単位:千円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度)	
将来にわたる効果及び経費の状況	放課後児童支援員の資格要件が緩和されるため、幅広く人材募集を行うことが出来るようになります。	